

できることからはじめてみよう

ボランティア活動をしてみたい！

どんな活動ができるかな？

ポイントって楽しそう！

利府町 ボランティアポイント制度

ボランティアポイント制度ってなに？

対象となる町内の福祉施設でのボランティア活動に参加すると、年間最大5,000円の交付金を受け取れるポイントが付与される制度です。

※ 交付金の受け取りには、介護保険料の滞納がないことが条件となります。

どんな人が参加できるの？

対象者は、町内在住の65歳以上の方で次のいずれにも該当しない方になります。

- ① 感染症の疾病がある方
- ② 疾病又は負傷のため入院治療が必要な方

～ 安心して活動していただくために ～

活動中の怪我や事故などの万が一に備え、ボランティア活動保険に加入します。

なお、保険加入に伴う自己負担はございません。

どんな活動に参加できるの？

利府町の指定を受けた受入機関での活動に参加できます。

＜活動の主な例＞

- ① レクリエーション、イベント等の補助
- ② 食堂内の配膳、下膳等
- ③ 散歩、外出、施設内の移動の見守りや補助
- ④ 各種行事等の会場設営又は補助
- ⑤ 話し相手、見守り
- ⑥ 草取り、洗濯物の整理等の軽微で補助的な活動 など



ボランティアポイント制度に参加しよう

1 登録の申請をしよう

- ・利府町健康推進課（保健福祉センター内）へ申請書を提出しましょう。
- ・申請書は利府町健康推進課と利府町社会福祉協議会の窓口にあります。
＜申請時に持参するもの＞ 印鑑、介護保険被保険者証



2 講習会に参加しよう

- ・制度のルールや注意することを確認しましょう。（1時間程度）
- ・講習を受けた方に「活動手帳」及び「受入施設一覧表」が交付され、ボランティア活動保険に加入します。（保険加入の自己負担金はありません。）

3 活動する場所をさがそう

- ・受入施設一覧表から自分に合った活動場所を見つけましょう。
- ・活動場所を見つけたら施設担当者へ連絡して日程などを調整しましょう。
※どこで活動していいかわからない場合などは社会福祉協議会へ相談してください。

4 ボランティア活動へ

- ・指定された日時に活動手帳を持ってボランティア活動に参加しましょう。
- ・活動後に活動手帳へスタンプを押してもらいましょう。



5 ポイントを集めよう

- ・ボランティア活動に参加すると、参加時間に応じて（1時間につき1個）スタンプが押印されます。スタンプ1個当たり100ポイントになります。
- ・ポイントの上限は1日の活動で最大200ポイントです。複数の施設で活動した場合も変わりません。

6 ポイントを交換しよう

- ・集めたポイントは1,000ポイント（＝1,000円）単位で交換することができます。（ただし、年間最大5,000円）
- ・ポイントを交換するには、3月中に申請する必要がありますので、御注意ください。なお、申請書は3月上旬頃に登録者の御自宅へ送付します。

ボランティアポイント制度に関する問い合わせ先

■登録申請・ポイントに関すること

利府町健康推進課長生き支援係 （電話：022-356-1334）
〒981-0133 利府町青葉台一丁目32

■講習会や、活動手帳の交付、管理に関すること

利府町社会福祉協議会 （電話：022-356-9060）
〒981-0133 利府町青葉台一丁目32